「健康増進法」が改正され 受動喫煙の防止が 強化されます！

受動喫煙とは、**他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること**です。
受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすことは科学的に明らかであり、
心筋梗塞や脳卒中、肺がんに加え、子どもの喘息や
乳幼児突然死症候群等のリスクを高めることがわかっています。

改正のポイントは？

- 「望まない受動喫煙」をなくすことをめざします。
- 受動喫煙による健康への影響が大きい子どもや病気の人などに特に配慮します。
- 施設の類型・場所ごとに喫煙できる場所、出来ない場所を明らかにし、掲示を義務づけます。

山口県健康福祉部健康増進課

健康増進法の改正により

今後、屋内施設は原則禁煙が義務づけられます

施設の種類により、喫煙できる場所が決められます。喫煙できる場所には、
喫煙できることを示す掲示が義務づけられ、客・従業員ともに20歳未満の人は立ち入ることができません。

- 学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎 等
- 旅客運送事業自動車（バス、タクシーなど）・航空機の内部

＊必要な措置とは、
①喫煙をすることができる場所が区画されていること。
②喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。
③施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

2019年7月から（旅客運送事業自動車・航空機の内部は2020年4月から）

敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置＊がとられた場所に、喫煙場所を設置することができます。

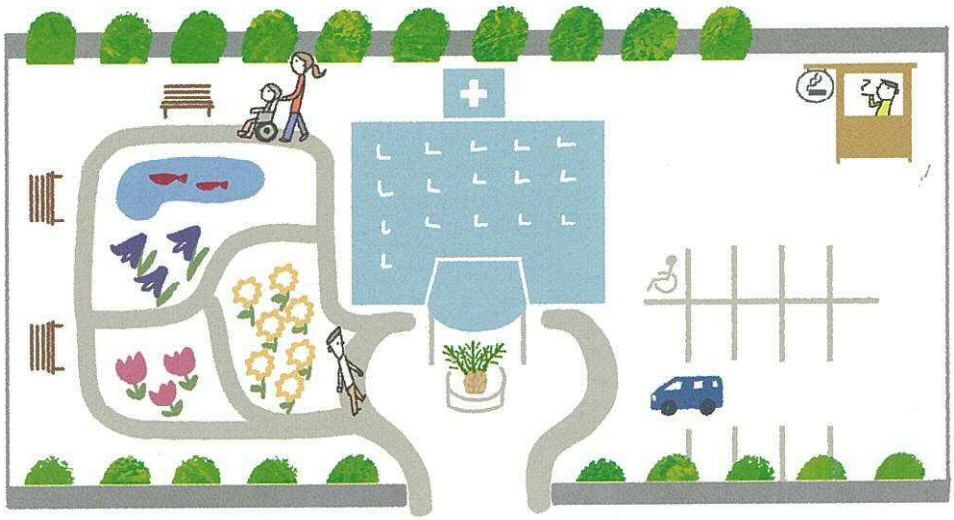

- 既存の飲食店のうち、経営規模の小さい店舗

個人または中小企業（資本金5,000万円以下）が運営する、客席面積100㎡以下の飲食店

新規に開店する場合は適用されません。

2020年4月から

いずれかを選択することができます。

屋内禁煙

喫煙可能

喫煙できる場所には客・従業員ともに20歳未満の人は入室できません。
喫煙できる場所であることを掲示する必要があります。

なぜ「受動喫煙」を防がなければいけないの？

喫煙があらゆるがんや脳卒中、心筋梗塞（こうそく）などの病気を引き起こすことは、広く知られるようになりましたが、たばこを吸わない人の受動喫煙にもリスクがあることをご存じでしょうか。ほんのわずかな受動喫煙であっても、心臓発作のリスクが急激に増加することが明らかになり、また、受動喫煙による死亡者が年間1万5,000人にのぼることがわかっています（厚生労働省　喫煙の健康影響に関する検討会編「喫煙と健康」より）。

- **店舗、飲食店、娯楽施設、事業所、工場など、左記以外の多数の人（2人以上の人）が利用する施設**
- **旅客運送事業船舶（フェリー、遊覧船など）・鉄道の内部**

旅館・ホテルの客室や、人の居住用の場所はこの法律の適用除外です。

＊煙の流出防止措置とは、
①出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m毎秒以上であること。
②たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
③たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

2020年4月から

いずれかを選択することができます。

屋内禁煙

喫煙専用室を設置する

室外への煙の流出防止措置＊をした専用室でのみ喫煙できます（加熱式たばこも含む）。この室内で飲食はできません。客・従業員ともに20歳未満の人は入室できません。
喫煙できる場所であることを掲示する必要があります。

加熱式たばこ専用の喫煙室を設置する

室外への煙の流出防止措置＊をした喫煙室で、加熱式たばこのみ使用できます。この室内では飲食できます。客・従業員ともに20歳未満の人は入室できません。
喫煙できる場所であることを掲示する必要があります。

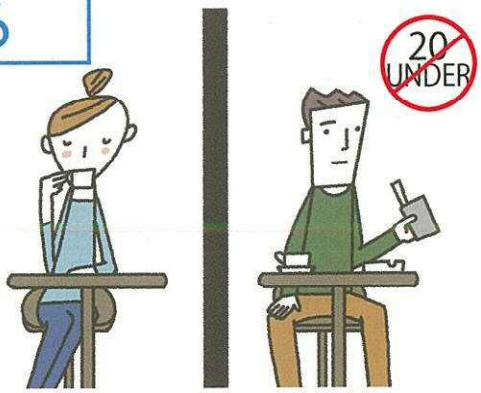

「加熱式たばこ」とは？

加熱式たばこは、たばこの葉を凝縮したものを加熱して、その蒸気を吸引するものです。加熱式たばこによる健康被害についてはまだ明らかにされていません。

喫煙が禁じられていない場所でも…

屋外や家庭など、喫煙が禁じられていない場所でたばこを吸うときも、
まわりの人に煙を吸わせないように配慮しなければいけません。

改正健康増進法の施行スケジュールについて

●施設などの類型・場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮して、2020年東京オリンピック・パラリンピック（オリパラ）までに段階的に施行されます。

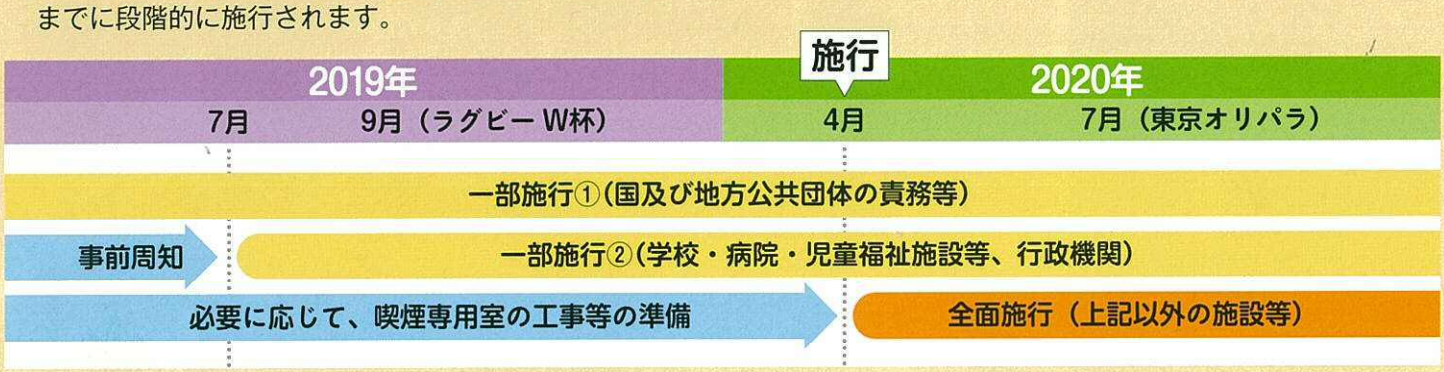

たばこ対策（受動喫煙防止対策等）に関するご相談などは、最寄りの下記　お問い合わせ先へ

お問い合わせ先	住　所	電　話
岩国健康福祉センター	〒740-0016 岩国市三笠町1-1-1	☎0827-29-1523
柳井健康福祉センター	〒742-0032 柳井市古開作中東条658-1	☎0820-22-3631
周南健康福祉センター	〒745-0004 周南市毛利町2-38	☎0834-33-6425
山口健康福祉センター	〒753-8588 山口市吉敷下東3-1-1	☎083-934-2531
山口健康福祉センター防府支所	〒747-0801 防府市駅南町13-40	☎0835-22-3740
宇部健康福祉センター	〒755-0031 宇部市常盤町2-3-28	☎0836-31-3200
長門健康福祉センター	〒759-4101 長門市東深川1344-1	☎0837-22-2811
萩健康福祉センター	〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1	☎0838-25-2669
下関市保健部健康推進課（下関保健所）	〒750-8521 下関市南部町1-1	☎083-231-1408
山口県健康福祉部健康増進課	〒753-8501 山口市滝町1-1	☎083-933-2950

R80 VEGETABLE OIL INK
環境に配慮し、古紙配合率60%以上・グリーン購入法総合評価値80以上の用紙及び植物油インキを使用しています
禁無断転載©東京法規出版
HE154010−T14